

よこぶき荘指定居宅介護支援事業所

(重要事項説明書) 令和6年4月1日現在

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称	よこぶき荘指定居宅介護支援事業所
所在地	山梨県都留市川茂328番地4
電話番号	0554-45-8686
FAX番号	0554-45-5056
法人の種別及び名称	社会福祉法人 敬寿会
代表者名	理事長 山本 政雄
管理者名	幡野 康江
介護保険事業所番号	1971100019
指定年月日	平成12年4月1日
サービスを提供する通常の実施地域	都留市、大月市、西桂町、道志村、上野原市秋山

(2) 職員の体制

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 兼務	介護支援専門員、介護福祉士

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

2 事業運営の方針

(1) 介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な指定居宅サービス事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

(2) 指定居宅介護支援事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務

に努めます。

3 居宅介護支援の概要

- (1) 居宅訪問をし、利用者・その家族に面接して支援する上で解決すべき課題の把握及び分析をします。
- (2) 解決すべき課題に対応するため、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (3) サービス担当者会議 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地からの意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催します。
ア、新規に要介護認定を受けた場合
イ、要介護更新認定を受けた場合
ウ、要介護状態区分変更の認定を受けた場合
エ、各サービスとも最低6ヶ月に1回は担当者会議を行います。
- (4) 居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとします。
- (5) 居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付します。
- (6) 居宅サービス計画の作成後も利用者・その家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、少なくとも月に1回、居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、実施状況の把握の結果を記録します。
- (7) 居宅サービス計画の変更をする場合は、(1)～(6)に当たる業務を行います。介護サービス提供後も継続的に心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

4 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 「サービス利用表」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。
- (3) 介護支援専門員の変更を希望する場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

5 居宅介護支援の利用料金

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しません。
- (2) 実施地域を越えて居宅介護支援等に要した交通費は、超えた地点より片道1キロメートルごとに100円を徴収します。

6 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を当該重要事項説明書の同意を持って同意を頂いたことにします。

7 事故が発生時の対応

- (1) 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情処理の体制

- (1) 利用者に提供した居宅介護支援又は居宅・介護予防サービス計画に位置づけた介護サービス等に対する苦情相談に迅速かつ適切に対応します。
- (2) 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに自ら提供した居宅介護支援に関して国保連から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 相談窓口
 - ① 事業所
苦情担当者 職名 (管理者) 介護支援専門員 幡野康江
電話番号 0554-45-8686
 - ② 市町村
 - ・ 都留市健康推進課 0554-46-5113
 - ・ 大月市福祉保健部介護課 0554-23-8035
 - ・ 西桂町福祉保健課 0555-25-4000
 - ・ 上野原市長寿健康課 0554-62-4133
 - ・ 道志村住民健康課 0554-52-2113
 - ③ 国民健康保険団体連合会 (国保連)
介護保険課 相談窓口専用電話 毎週(水)午前9時～午後4時 055-233-9201

9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待などの防止の為、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通知するものとします。

10 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施する為の計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

11 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しない様に、措置を講じます。

12 その他重要事項

- (1) 利用者は、いつでも居宅サービス計画作成依頼先を変更できます。
- (2) 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合には1ヶ月前までに文章で通知いたします。
- (3) 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ②要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - ④ 利用者が亡くなられた場合。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所説明者 よこぶき荘指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員

氏名 幡野 康江 印

(利用者)

重要事項説明書の内容について説明を受け、その内容について同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____

氏名 _____ 印